

子宮頸がん予防ワクチン接種後の 症状に関する相談窓口について

子宮頸がんワクチンは、平成25年4月1日より、予防接種法に基づく「定期接種」となりましたが、平成25年6月、ワクチン接種後にワクチンと因果関係が否定できない持続的な痛みが見られたことから厚生労働省は定期接種の積極的に勧奨しないことが決定し、当町においても積極的な接種勧奨は実施していません。

【子宮頸がんワクチンを接種された皆様へ】

※過去に子宮頸がん予防ワクチンの接種を受け、現在、持続的な痛み（筋肉痛、関節痛、皮膚の痛み、頭痛など）やしびれ、脱力、手足の不随意運動など、何らかの症状がある場合は、健康保険課（Tel：945-6633）へご連絡ください。

○「子宮頸がん予防ワクチン接種」に関する一般的なご相談は、下記の厚生労働省相談窓口をご利用ください。

電話番号 0422-70-1485

（受付日時：月～金曜日 午前9時～午後5時）

○厚生労働省HP 「ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防ワクチン)」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/>

与那原町役場 健康保険課 保健衛生班（945-6633）